

2012 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 29 号条約オブザベーション (抄)  
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

強制労働に関する条約 1930 年 (第 29 号条約)  
(日本批准 : 1932 年)

条約第 1 条 (1)、第 2 条 (1) 及び第 25 条。外国人研修・技能実習制度。

この情報に留意しつつ、委員会は、日本政府に対して、外国人技能実習生の保護を強化することを目的とした法令上および実行上講じられたさまざまな措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。特に、違反に対する適切な監督と監視を通じた管理制度を強化するため取られた制度に関する情報を提供されたい。委員会は、また、日本政府が次の年次報告において、起訴と有罪判決の件数に関する統計を提供し、違反者に課せられた罰則を示すことを望む。

人身取引について。

委員会は、日本政府が引き続き今後の報告の中で、2009 年人身取引禁止行動計画に定められた諸措置の実施に関する情報の提供を望むことを再び表明する。特に、違反者の刑事制裁の適用に関する情報および有効な統計を提供されたい。